

村上優子さんの過労死裁判で大阪高裁が不当判決！

看護労働と夜勤交替制の「過重性」を認めず

大阪高等裁判所は、2月28日、国立循環器病センターの25歳の看護師・村上優子さんの過労死認定と国の安全配慮義務違反で賠償責任を求める裁判の判決を示しました。判決は、地裁判決に続き「控訴を棄却する」というもので、極めて不当な内容でした。

裁判では、看護労働と夜勤交替制の量的過重性と質的過重性が争点になりましたが、量的には、倒れる前2ヶ月の超過勤務が80時間もあったにもかかわらず、「月50時間程度」「死亡との関連は低い」とした地裁判決を踏襲しただけのものでした。質的過重性では、夜勤交替制の過重性は否定しないが、休日により健康回復するという一般論に終始したものでした。

最近、過労死認定や夜勤交替制の過重性に関する判例が集積されているにもかかわらず、さらに過酷な労働実態が誰の眼にも明らかな村上優子さんの認定が却下されることは到底認められません。

また、この判決は、看護労働や夜勤交替制の過重性を否定するものであり、日本医労連が続けてきた夜勤制限の運動、大幅増員闘争を否定する者として、到底許すことはできません。

判決の当日、「看護師・村上優子さんの過労死認定・裁判を支援する会」は、淀屋橋で府民への宣伝と訴えをおこない、裁判の傍聴をしました。直後の報告集会では、ご両親と支援者の怒りがこみ上げました。

優子さんのご両親は、ただちに上告を決意し、裁判を支援する会も「命をあずかる職場で、命が軽んぜられていいのか」と、ご両親の思いを受け止めながら、最高裁で闘う声明を発表しました



ICUの医師全員退職！

理由は「心身ともに疲れきった」

国立循環器病センターでは、ICUの専属医師5人全員が3月末で一斉に退職することが、判決のあった当日明らかになりました。

所属長の医長を含む2人のベテラン医師が辞職を表明したのをきっかけに、指導を受けられなくなる部下の3人の医師も辞職を決めたという。

ベテラン医師2人は、辞職の理由を「心身ともに疲れきった」と説明しているという。
(産経新聞より)

厚生労働省と看護問題で交渉 (3.6 日本医労連対政府交渉)

看護師不足緊急に調査と対策を 制度一本化に決着を

日本医労連は、3月6日、「07春闘を大幅増員、賃金引上げ、医療改善をめざす3.6対政府中央行動」と位置づけ、350人が参加し、意思統一集会の後、全労連・春闘共闘主催の「07春闘勝利中央総決起集会」に合流し、その後、政府交渉(課題ごと4つに分かれて)、国会議員要請行動と署名提出、独法国立病院機構前行動、青年・女性・パート行動に別れ、多彩な行動を展開しました。

看護師の大幅増員、看護制度、医療の安全問題等の厚生労働省交渉では、医政局看護課、医療安全推進室、保険局医療課から4名が対応しました。

大幅増員の課題では、政府は「医療制度改革に先行して第6次看護職員需給見通しを作ったため、十分に反映していないがもうしばらく様子を見る」「看護職員確保法・基本指針の見直しは、基礎教育の検討の経過を見ながら、審議会や検討会を設け検討する」「離職防止では、出産や育児の支援として院内保育所に補助を出し労働環境の整備に努めている」という回答でした。交渉団は、06年診療報酬改定で看護配置基準「7対1」新設と3対1以上への底上げに伴い、各自治体で需給見通しが崩壊している状況や、看護師不足と争奪のもとで病棟閉鎖や閉院が生じ、地域医療が崩壊している実態、看護現場の今まで以上の過酷な実態などを訴えながら、根本に絶対的看護師不足を放置しながら、看護配置基準の類上げだけを行った政府の責任を追及しました。政府の「県は実態にあわせて、県の需給の実態に見合うよう見直してもよい。検討会の報告書でも問題点が指摘されている。問題点をクリアしながら討議していく必要性は感じている」との答弁に、島根県の看護師確保の実態調査と検討会設置、愛知県が平成20年に見直すための調査と検討を進めている状況などを報告し、「緊急事態」と捉え早急に実態把握と対策を求め、「看護職員確保法・基本指針」の見直しの遅れも指摘し、国の対応の遅れに厳しく抗議しました。

看護教育、2年課程通信制、制度一本化の課題では、交渉団から2年課程通信制で学ぶ准看護師の仕事との両立の困難な実態や国の支援策の不備などが指摘をされましたが、政府の「個人の資格取得のため個人が責任を」の姿勢を変えず、相変わらず学校任せ、個人任せの答弁でした。奨学金の対象除外されている宮城・京都から対象の確認がされましたが、後日、「看護課から保助看法で規定された養成所は、修学資金の対象から除外したものでない」との回答が追加されました。

制度一本化では、政府は「関係者の合意はまだ得られていない。21世紀初頭の早い段階を目途に養成制度の統合に努めるというスタンスは変わっていない」と答弁。政府の姿勢の後退を厳しく抗議し、介護福祉士の教育のレベルアップと准看護師養成の矛盾、2本立ての制度を作った国の責任などで追及しました。

医療事故防止の課題では、政府は「評価機構に委託している第3者機関では、情報収集と提供が主事業で、再発防止の検討の場にはならず、裁判に頼らざるを得ない状況。真因究明制度の検討を始めている。無過失補償も分娩時の検討を始めている」と答弁。再発防止の権限のある第3者機関の設置を国が責任を持って行うこと、無過失補償も医療全般に拡大することを要望。看護師不足が事故との関連が大きいことから、安全推進室もこの問題を抜きの論議はないと主張しました。